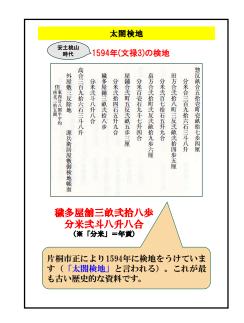
豊中水平社100周年

















「明治維新」は、封建社会の根幹でもあった身分制を解体しました。しかし、部落差別からの解放を待ち望んだ 人たちの期待は、見事に裏切られました。

1871年(明治4)の「賤民解放令」によって、身分制度が廃止 され、部落解放への期待が高まりましたが、「解放令は5万日 の日延べになった」というデマが流れたり、「新平民」という差 別的な呼称をつけられ、差別はなくなりませんでした。 また、部落の人たちは、それまで担っていた皮革などの仕事 も奪われ、経済的にも追い詰められました。

「解放令」後に起きた事件

近隣の村は、灌漑用水 『大阪日報』1877(明治10)年7月26日 として千里川を利用して 「府下第十大区(豊嶋郡) 二小区新免

いに発展しました。

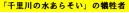
新免村からの命令で、

加勢に駆り出されました。

いました。
1877年(明治10)、新免
村が堰を設けたため、下流の麻田村は水を得ることが出来なくなり、争
ることが出来なくなり、争
かいるなどが出来なくなり、争 からざる由尤争端の先立麻田村三等戸 森本賀篤(旧麻田大参事)は和解の為

「轟村」とあるのは間違いで、 正しくは「新免南之庄」

博労医者三人 諸職 当両村を定助 百姓農業隙ニ 医師無御座候博労医者 両村之内ニ前 田島植付物 人無御座候 大助前にる出不申候 2 5大綿雑穀類 **女ハ木綿かせき仕候 が御仕置場無御座候** 屠中が 11 博労 穢多共 冬毛ハ麦菜種 るとあるように、概念者、生馬の病気を治 一人御 座候 ま。豊大



「大塩平八郎の乱」の頃、こんな記録が・・・ 🔤

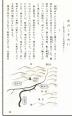
この乱闘騒ぎの中で、不幸にも麻田村 から2名の死者が出ましたが、「犯人」 がわからないのに、警察は南之庄に見 込みをつけて捜査を行いました。

当時、白い制服の警察官が押しかけた 様子は、「まるで白鷺が田に降り立ったようだった」と語り継がれました。そして、 前科のあった南之庄の人が犯人に仕立て上げられ、獄中で亡くなりました。

麻田村の亡くなった人はもちろんです が、自分たちの生活と関係なかった水 あらそいに、本村の命令で利用された 南之庄の人たちと獄中死した人こそ、 本当の犠牲者ではないかと思います。

「解放令」後も属村という位置に置かれ た事件です。解放教育読本「にんげ ん」の教材になりました。





こんげん

带油由新1丁目(麻用公園) 麻田村の立場から事件を記録しています が、被差別部落のことは触れていません。

御救米請書控帳 (おすくいまいうけしょひかえちょう)

四数 月 対被い 保 fiJ **80**

1837年(天保8)は大飢饉によって、「大塩平八郎 の乱」が起こった年です。豊中の新免村と南之庄 からも、御救米が願い出されました。

新免村には米6斗5升を13人、1人につき1日1合 が与えられたのに対し、南之庄には米4斗2升を14 人、1人につき1日6勺、新免村の5分の3しか与え られませんでした。

命に関わるときでさえ、露骨に差別されていた

大阪府「部落台帳」

時代は移り、まとまった記録としては、1918年(大 正7)の大阪府の調査結果「部落台帳」があります。 豊中の部落を見てみます。

大阪府救済課調べ 1918年(大正7)

			戸敷		Y	П		at-
			/- x x		男] "'	
*	正4年		66	1	89	174	8	63
*	正5年		70	1	96	183	8	379
*	:正6年		72	2	200	186	8	886
出	出 生		痹		死 死		産	
男	女	Ħ	男	女	211	易	女	Ħ
10	9	19	5	6	11	3	3	6
12	14	26	4	2	6	0	0	0
12	6	18	10	9	19	0	1	1

明治の終りごろ、戸数は47でしたが、1915年(大 正4)には66、1917年(大正6)には、72になってい ます。人口も386人になっています。

部落台帳「仕事」

職業

職別		戸数	主タル業 務 者		同左家族		ā l	
494		733	7 30	男	女	男	女	P1
農		業	35	34	1	64	84	183
日		稼	4	3	1	4	15	23
靴		直	14	14		18	33	65
麻	裏 製	造	2	2		6	6	14
竹	皮	商	1	1		2	3	6
4	馬	商	5	5		6	12	23
車		夫	4	4		10	12	26
	駄 花 緒	職	1	1		2	1	4
帽	子	商	1	1		1	1	4
僧		侶	1	1		1	1	4
±	工手	伝	2	2		4	3	9
屠	蓄	業	2	2		4	3	9
屠		夫	4	4		4	11	19
内	職取扱	人	3	2	1	14	3	20
内	職整	理	1	1		4	3	8
	計		80	77	3	141	194	415

靴なおしの仕事をしている人が、目につきます。 また、屠場関係の仕事(牛馬商、屠畜業、屠夫、 内臓取扱人、内臓処理など)も多いです。

会社員、工員、公務員などの勤めをしている人が ほとんどなく、限られた仕事にしかつけなかったこ とを示しています。

豊中の屠場

南之庄は、江戸時代から弊牛馬の処理と皮革加工を生業とし ていました。「明治」以降の記録をたどってみます。

1899(明治32)年に豊中村が買収し、村有になる。

1910(明治43)年、「屠場法」(1906年)を受け、設備の拡張・改善を 行い、村営屠場が竣工する。

1927(昭和2)年、町制移行後も屠場は有力財源でした。

(※当時、歳入は3~10万円、屠場収入はその1割。沿線開発に伴ない、 人口が増加し、教育・衛生・土木などの需要がふくらみ、それに流用。) 1936(昭和11)年、鉄筋コンクリート造りに改築するが、戦時体制下

で屠畜数は減少する。 1961(昭和36)年以後赤字となる。

1972(昭和47)年頃から安い輸入内に太刀打ちできなくなる。

1996(平成8)年12月末に閉鎖する。



死牛馬の処理や屠殺は、人々のくらしに不可欠 のものですが、注がれる「まなざし」は、働く人々 を刺し、部落を撃ってきました。屠場は、何百年 にもわたる、被差別の歴史を背負っています。 働いていた地区の人も多く、大事な部落産業で した。豊中の部落の成り立ちにもつながっており、 部落差別とは切っても切れない関係があります。

部落台帳「生活状態」

生活状態

							戸数	人口		āt
							Г Ж	男	女	āl
中	等	以	上	生	活	者	7	12	2	80
普	ĭ	<u> </u>	生	活		者	71	200	6	218
下	4	F	生	活		者	2	174	9	197
			計				80	374	15	415
低	低級 民 状態		戸数	人口		āt l				
165.	*	×	民	10		態	尸蚁	男	女	āT
	相当収入アルモ家族多数ノタメ貧困					1	5	5	10	
老幼	婦女:	ニシラ	生計	ノ金ナ	ク貧	困	1	1	4	5
			計				2	6	9	15

80戸のうち71戸、約90%が普通生活者、7戸が中 等以上の生活者、2戸が下等生活者となっていま す。ゆとりある生活をしている人は、少数でした。

公民権を有セザルモノ	公民権を有スル者	野会職員 選挙有権者数	府会聯会 選挙有指背數	未知的教员 選挙有指有数
5.6	24	14	8	2

有権者(衆議院議員選挙の選挙権をもった人)が2名しかいま せん。1919年(大正8)まで、選挙権は、直接国税 10円以上を納めている男の人のみに与えられ、 全国で総人口の約3.5%。豊中の部落は0.48%で、 全国平均の約7分の1です。

畜魂碑

屠場の入口にあります。1923 年(大正12)建立、豊中水平 社創立と同時期で、裏面には 碑文が刻まれています。

・ 高年では、東には国地を同な、国中市村村をして、大阪・河の東の東の ・ 高年では、東には国地を同な、日本の東の東の東の ・ 第一年を表して、東には国地を同な、日本の東の東の ・ 第一年を表して、東には国地を同な、日本の東の東の東の ・ 第一年を表して、東には国地を同な、日本の東の東の東の ・ 第一年を表して、東に関する。 1915年 1917年 1917



部落台帳「くらし」

衣服と住居

告不完全ナリ

衣服 中流以上ハ清潔ナルモ下級者ハ生計困難ノ者多 ク従テ着ガエノ所有ナク、且不潔ナリ

住家 ハ十戸の内五六戸の所有者アリ、家賃最高ハ月 一円最低三十五銭 下級民八畳一枚二一人ノ割合二居住スルモ、其構

生活が苦しい者 (「下級」とあります) は、 着替えもなく不潔と、住宅は1畳に1人で、 まともな家ではないとあります。それらは 差別の実態なのですが、そんな視点はあり ません。

飲料水

		使用		水 責	t	-
	個數	使用 水質 上中 7		下	ш	
井戸	14	72	6	4	4	14

飲み水は、14戸で井戸を共同で使っていました。 戸数に比べて井戸の数が少なかったので、いろい ろ不便なことがありました。

次に、「屠場」と「信行寺」について

1864年(元治元)、住民 の寄進をつのり、本堂 や鐘つき堂などを建設 して、住職をおくように なったのが信行寺です。



きびしい差別と抑圧 の中、解放への願 いを込めて使用し ました。

1874年(明治7)には、単独で開設した第六番小 学校の校舎としても使われ、1923年(大正12) には、豊中水平社の創立大会の会場にもなり ました。

鉄道開業とともに、部落の周りは変貌するが・・・■

鉄道開通と宅地開発

1910年(明治43)に「箕面有馬電気軌道」(現・阪 急宝塚線)が開通すると、沿線の宅地開発が進め られました。部落の南側と北側は高級住宅街とな り、富裕層が移り住みました。しかし、部落は「陸の 孤島」として取り残されました。

開発年月	住宅地名	規模(坪)	企業名	備考
明治45年	岡町	75,400	岡町住宅経営	岡町北1~3 岡町南1~3
大正3年8月	豊中	50,000	阪 急	玉井町 1·2·4
9年	新屋敷	40,365	岡町住宅経営	末広町1~3



克明小学校と第五中学校

1874年(明治7)に、六番小学校を南之庄単独で建

克明小学校の沿革史には、「単二、一部落ヲ包有 スルノミニテ生徒数モ亦僅少ナリ」とあり、差別の 現実があったことが推測されます。

「部落台帳」(1919年) には、「豊中村小学校二於 テ 混合教育ヲナス。当教師中之ヲ侮蔑スル者モ、 アル模様ナリ。」と、混合教育という差別的な表現 と共に、差別的な教育のありようが記されています。

第五中学校については、こんな記録があります。

「私が、五中に勤めてまず不思議に思うことがありました。そ れは五中の校区以外からたくさんの生徒が来ていることであ りました。豊中市の庄内地区をはじめ、遠く川西市、宝塚市 の方面が多かったようです。しかし、それを不思議に思っても、 その越境通学が教育上どのような弊害をもっているのかも気 づかなかったし、五中の職場でもほとんどが問題になってい ませんでした。(1979年第十回豊中市同和研究宿泊研修より)

たいてい、部落にある学校は忌避され、越境 生を送り出しますが、豊中では真逆で、小中 とも越境生を受け入れるエリート校でした。 宅地開発によって、高級住宅街になったこと そして、部落の子どもたちは放置されました。

全国部落調査

大阪府の調査1918年(大 正7) から18年後、1936 年(昭和11)に財団法人 中央融和事業協会が『全 国部落調査』を刊行しま した。これは、「部落地 名総鑑」の原典の1つとさ れています。

※「中央融和事業協会」とは? 水平社に対抗して、1925年に 内務省社会局に創設された融 和団体(初代会長は平沼騏一郎)。



豊中の部落については、次のように記載されています。

所在地 豊能郡 豊中村 部落名 南新免 戸数 198 人口 950 主業/副業 農業/履物職 、生活程度 下

1917年 (大正6) には72戸、386人でしたから、 それぞれ2.7倍、2.4倍に増えています。

「米騒動」を経て、「全国水平社」創立へ 🚃

全国水平社の創立



長く差別迫害されてきた 部落民自らが立ち上がり、 1922年 (大正11) に京都 の岡崎公会堂で「全国水 平社」を創立、「水平社 宣言」を採択しました。





創立者たち(左から平野小剣、米田富、南梅吉、 駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、桜田規矩三

豊中水平社創立前夜

水平社の宣伝に来た「梅田水平社」の島田信太郎 の呼びかけに、豊中の今西今治郎、溝口寅吉、寺 本由太郎、今西弥之助、杉本繁松、溝口幸助らの 若者たちが応え、演説会を開くことを決めました。

信行寺を使わせてくれるよう申し込みましたが、区 長や壇家総代の役員たちは、「水平社の運動なん て、血で血を洗うようなもんや、なんの効果もあれ へん!」と強固に反対し、使用を許しませんでした。

やむなく11月30日、溝口寅吉宅で開催し、栗須七 郎、島田が熱弁をふるいました。しかし、官憲がば たばたと入りこんで、たちまち「解散!」を命じ、今西 らは、警察に検挙されました。

若者たちの前に立ち はだかったのは、権力 や部落の有力者だけ ではありませんでした。 働きざかりの若者が運 動をはじめると貧しい 家が破たんするので、 足もとの親・きょうだい たちも反対しました。

内も外も針の山ですが、前へ前へ



豊中水平社創立大会

若者たちは、二重にも三重に もある壁をはねかえすべく、 1923年(大正12)の全国水平 社第2回大会(写真右)に参 加しました。

そして、同年4月、信行寺で 豊中水平社の創立大会を開

くことに成功しました。栗須七郎、山田孝野 次郎を迎えた会場は熱しました。

この日の思い出を、寺本知は、次のように回想しています。

共同浴場の前に水平社のハリ紙があって、友だち二、 三人と「水平社でなんや」「行ってみよか」とお寺へ 行った。本堂にはいろいろなスローガンや、弁士の名 前を書いたたれ幕が何本かかかっていた。そのわきに は、竹槍にゆわえつけた荊冠旗がいくつも立てかけて あった。演壇の横には「臨官席」というのがあって、 巡査が目を光らせていた。

演壇に次々に弁士が立って、 はげしい口調で演説したり、 文章を朗読したりした。特 に印象が深かったのは、雄 弁で有名な奈良の山田孝野 次郎さんである。もう一人 は、長髪を肩までたらした 栗須七郎さんで、実に熱烈 で迫力があった。



1925年水平社第4回大会で 演説する山田老野次郎

豊中水平社同人

豊中水平社は、今西今治郎、溝口寅吉、寺本由太郎、杉本繁松、溝口幸助、今西孫太郎、溝口弾蔵、溝口正勝らの若者が中心でした。

特に、今西弥之助は、豊中だけでなく豊能郡水平 社の設立、山口賢次は全国水平社の中央委員とし て全国的に活躍しました。





今西 弥之助 (1900~1931年) 22才のとき、水平運動に挺身 し、労農党にも関係し、農民運 助や労働運動に指导にで活動 交の怒りをかい。 を出ました。縁の下の苦労を 担う努力家でした。

川口 賢次 (1908~1951年) 1928年の「3.15事件」で検挙 1947年にシベリア抑留から 帰還し、1950年の「松本治 一郎公職追放反対」ハンスト 隊長を務め、1951年に全国 書記長に選ばれました。 (享年43才)

豊中水平社の活動

1924年(大正13)4月 23日には、「豊中水平 杜創立1周年記念演説 会」を間町劇場(元の 豊中松竹)で開催して います。「大阪毎日」 が、4月17日付で予告 しています。



「豊中松竹」(保存版 「ふるさと豊中」より)

豊中水平社演説

豊能郡豊中水平社創立一周年記念演説大会は二三日午後五時から阪急沿線岡町劇場で開催、全国各地の水平社幹部少年婦人代表等二五名が熱弁を振う筈。

1925年(大正14)5月27日にも、講演会を信行寺で開催しています。

機関紙「水平報知」の発行、演説会の開催、 大会、役員選挙など、水平運動の火種は、小 さくとも確実に灯っていました。学習会には 木村京太郎、松田喜一らの若い活動家を呼び ました。

豊能水平社創立

1924年(大正13)5月11日、豊中水平社が中 心となり、岡町劇場で<mark>豊能水平社創立大会</mark>を 開きました。

「大阪朝日新聞」は次のように伝えています。

豊能水平社

大阪府豊能郡水平社創立大会を午後 五時から岡町劇場で開会、今西氏司 会の下に、宣言綱領を朗読し、南 央執行委員長外出演する。なお閉会 後栗須氏の和歌山事件と天保山事件 につき当局糾弾の協議会を開く筈で あるが、和歌川列務所田辺支部に収 容されていた栗須氏は十日朝和歌山 本所へ収容された。



弥之助日記「苦闘する人間像」

豊中水平社の活動に関する記録や文書などは皆無といっていいほどありません。唯一とも言えるのは、創立にも関わった**今西弥之助 (1900~1931年) が残した日配**です。

これは、1973年(昭和48)1月、水平社創立50周年記念事業の一環として、部落問題研究所より「苦闘する人間像・水平社同人の日記一」として刊行されました。1926年(昭和元)1月1日から1930年(昭和5)12月30日(途中、中断あり)までの身辺雑記が綴られています。「日記」から水平社の記述を見てみます。



弥之助日記「水平社総会と府大会」

1926年(昭和元年)

3月13F

今夜は、水平社総会なので、富三さんの子の六 日立ちの祝酒をよばれてから信行寺に集まった。 永い間停電していたのと、雨降りと伊勢参り者の 集会とでもあろうか、さっぱりよらなかった。水平運 動はこのままでは、到底だめか。何か他によい方 法を講じなくては。

地元ではなかなか運動が広がらず、行き詰まり、打開策の 模索が続いていたようです。

月4日

今日は水平社府大会である。 土佐堀キリスト教育年会館で 開いた。私等は繁三郎、安太 郎、十兵衛、品和君と私とで5 名は豊中より出席した。品和 君はコウショウ(交渉) 委員に、 十兵衛君は書記に、法規委員 と予算委員とは私が務めた。



府の大会にも積極的に参加していました。

弥之助日記「水平報知」①

4月11日

仕さしの靴を日がとっぷり暮れるまで掛かった。 全国水平社の招集状が来た。



夕食を終えてから、昨晩、刷り上げた水平報知 を製本した。三四吉と辰子さん等が手伝ってくれ たので、少々助かった。

明12日に内務省に納付せなければならぬ。

この頃、弥之助は靴職人として十三、淡路、吹田や大阪 市内を転々としながら出店を張り、修理をし、注文とりをしていました。

この日は、とりかかかっていた「水平報知」の発行作業が 終わり、仕上がりました。

弥之助日記「水平報知」②

4月12日

出版物届書をすっかり忘れてしまって、一寸困ったが、古太郎君のところに良い書物があって大体 わかった。まあ、これで善かろうかい。ひと口目に は、違法は金何円より何十円とか何百年とかの罰 金を取ると記してあるので、一寸こちらも気を附け ぬとあぶない。取られたら馬鹿らしい。あんなつま らぬものを出して。

それがため仕事の掛りが11時になった。それで 仕事にならないのは当然である。

午後2時頃、時実が来て「雑誌が出来ましたか」 そして、「東京へ送りましたか」「岡町署への2部ほ しいのですが」と云って来た。「東京へは送りました。 けれど、あなたの方のはまだ出来てませぬから、 明日でも来てください」といったら、「いや、明日で もあさってでもよろしい」といって出て行くのだった。

新聞や機関紙などは届け出制で、内務省の検閲をうけなければならなりませんでした。

そして早速、警察がやってきて「くれ!」と催促するので

弥之助日記「特高課から呼び出し」

8月23日

水平報知は配布したが、自分の思っているように は他人は思わぬという事は、とう一から知っていて も、あまりに無責任なので、ほとほとあいそがつき る。

8月28日

朝、時実が来て、住吉の大会へ行きますかと聞いて来た。いつどやら一寸耳にした事があるが、 今日かと思った。自由青年聯盟の創立なんだ。

「水平報知に関する件に付き、30日午前8時迄に 当都特高課に出頭せられたし。追って、本葉書及 び印かん携帯のこと。8月27日、大阪府警察部田 中」

こんな物がまい込んで来た。俺を呼んで何を云 おうとするのか。又何を聞こうとするのか。豊中水 平社の役員の選挙の開箱は今日だが、まだ投票 は極く少ないらしいので、3日程日のペすることに する。

「水平報知」を出しましたが、期待した反響はありません。 反応したのは特高課で、呼び出し状が来ました。

弥之助日記「内務省への届出」

(1)出版物発行届

- 1. 題 号 水平報知
- 1. 目 的 追悼及通信
- 1. 発行日 大正十五年四月十九日
- 1. 発行所 大阪府豊能郡豊中村南新免豊中水平

右出版物方ニ依リ大正十五年四月十九日発行候間、製本二部相添へ此ノ段御届申候也。

大正十五年四月十二日 大阪府豊能郡豊中村南新免

成内 豆肥か豆中内 用を 編輯印刷

兼発行人 今西弥之助

内務大臣

若槻礼治郎殿

東京市

内務省警保局図書館御中



弥之助日記「水平報知」廃刊

8月30日

大阪府警察部へ訪れた所が、水平報知所載の 「三つに一つ」「特殊部落に訴う」の記事が新聞法 に触れているとか云うのであったので、廃刊した。

苦労して出しましたが、新聞法違反に問われ、3号で廃刊しました。残念なことに、現物は確認されていません。

9月3日

(豊中水平社)役員開票の結果

今弥、品和、丸井、吉太郎、十兵衛にて次点は 信一郎。卯吉氏店先で開票した。

9月4日

第1回豊中水平社役員会を本日、午後今西弥之 助宅に於いて開催。専門部決定。水平新聞が来 た。それを配布した。

9月23日

水平社委員会を開いた。5名共集合した。

北摂支部(労農党)は個人加盟することになった。 演説会を10月17日に開催することとし、講師は栗 領七郎氏をたのむことにした。

「廃刊」にもめげることなく、活動を続けました。

弥之助日記「特高の監視」

5月12日

仕事をしまってから浴場へ行くと、今日の演説会 のビラがつるしてあった。川西座で待つこと人し。 定刻より遅れて7時に開会を宣し、形の如く宣言綱 領決議が朗読され、5分間休憩後、演説会にうつり、 多数弁土が出られた。

水平主義者とアナキスト等の演説ばかしであった。 最後の栗須七郎氏の演説は聴衆をして満足を与 ラナ

会場は若きや年老た女の人までまぜって、立錐の 余地なきまでの盛会であった。

5月17日

体の節々が痛くって休んでいながら、水平報知5 月号を謄写版で三四吉と二人で刷った。

病が体を蝕みつつありましたが、5月号も無事に発行しました。

6月14日

時実と辻とが浜松の楽器そうぎの事について、書 面が来たかと聞きに来た。馬鹿者共よ。

官憲の監視は、しつこく、何でもチェックし、威圧します。

弥之助日記「弾圧」①

0月13日

東神火災の支店長の靴を1日づっぷりとかかって仕上げた。青年同盟東成地区同盟員が100名程15日に刀根山に来るそうだ。警察ではそれを知って署長の心配は一方ならぬと見え、山口を再度呼びよせ、山口君が又不経験なために僕に相談。思ってた通り例の刀根山のことでの質問。知らぬ存ぜぬの山口君の答弁。では知らせて下さいとは、署長の言。よく出来た出来た。

警察との虚々実々の駆け引きを緊張しつつも、したたかに くぐり抜けます。

「大阪毎日新聞」(大15・10・16)

無産青年同盟の示威運動13名検挙さる。

無度日本中国という返謝りる母生でる。 大阪市漁産区数津町37目日本無産青年同園員約10名は松箕 持を名目に15日早朝ひそかに徒歩で大阪府豊能郡豊中村にい たり、同村字南新免の右同盟豊中居住班員と合して野外所書等 部特高評ではこの計画を知り能大警部以下10余名の刑事およ びでいた。 でいた「新教したが、内13名は豊中より伊丹街道を迂回して 豊能郡採田村に出たところをこととく岡町署に検束され、 名名を携して他は放還された。

しかし、弾圧は容赦ありません。

弥之助日記「弾圧」②

10月15日

宅で修理したりした。青年同盟の大阪の連中が来ると云うので警察では上を下への大騒動だった。山口君ところで自己紹介や希望を述べたりしてから山へでも出かけた。いくら待っても帰らないので久木君と風呂に居ると母が来た。

今おゆきさんに安太郎がことづけに 「ひょっとしたら今晩帰れないともわから ぬ」とのことで、分署へ行った。程なく皆が 出たが支部の人、2人は留置居きなので差入 れはした。

帰って見れば、「お前は やっぱりあかぬ。今日限り 家を出て行け」と父にきつ いおしかりを受けた。 先月は20円しか入れてない 加減もあろう。

親との折り合いが悪かった のですが、とうとう、勘当され てしまいます。



弥之助日記「豊中水平社、糾弾に立つ」

1927年(昭和2年)

4月1F

豊中村、町制施行。 病い重し、臥床。

豊能郡東郷村の祭礼に部落民を参加させるとい う約束を破り、参加させないため、豊中水平社糾 弾にたつ。

弥之助は、1927年9月から翌年9月まで病状が悪化し、 床についたままでした。

1928年(昭和3年)

7月22日

このころ、水平新聞5百円基金募集。豊中水平 社、4円40銭(12名分)納む。

9月24日

食肉業者の山藤商店の番頭に就職。

食肉業者は牛を買って来て、屠殺してもらい、肉を食肉店 に卸すのが仕事でした。弥之助の働店でも、三田まで牛 買いに行き、池田、箕面、茨木、吹田、大阪、伊丹、尼崎 辺まで卸していました。

弥之助日記「いなくなる同志たち」

10月19日

今日は豊中水平社の演説会だ。警察の届けも済ませて、ちょうちんなんかを取りに帰って、気持ちがよかった。費用は会場費がいらないので7円20 銭段である。

本日、全国水平社労働農民党支持聯盟創立準備会の招待状が来た。それは来る22日の午前10時中央公会堂にて開会とのこと。

演説会は成功したようだ。続いて、労農党から招待状が 来ました。

11月14日

去る8月、和歌山の糾弾に連座して栗須七郎氏 は和歌山刑務所に収容されたと通知が大阪府本 部より本日到着した。なんとかせねばならぬ。九州 の松本氏以下百名と云い、栗須氏外5名と云い、 富田林の北井君等と云い、各々の事件。何とかせ ねばなるまい。

各地で水平運動が弾圧され、同志たちが次々に獄に繋がれていきます。焦燥感だけが募ります。

弥之助日記「公道会に入会」

1929年(昭和4年)

昨年は多事多難な年であった。一昨年9月よりの 大病が明る2月まで病い、六体に復するまではか なり永かった。けれど、顔面はあとかたちもなく変り はてた。小さな商売靴屋それはその間みんな人手 に奪われた。それを取返す資力は毛頭なかった。 又出来なかった。

2月13日

主人のすすめにより大阪府公道会に入会する。

融和団体の「公道会」には主人の顔を立てるためにやむな く入会しました。翌30年1月、病気のため「退職」。沢良宜で 下駄業を志しましたが、断念し帰豊。



弥之助日記「東奔西走」

11月15日

本日中央公会堂で開かれる労農党大阪支部聯合会創立大会にのぞんだ。電車賃がなかったので戦代の一部として送ってきた金3円の小為替を郵便局に現金と取換えて出席。午後10時に散会。なお、僕のようなつまらないものを執行委員に上げられた。自分としてはかくの如き神聖なる無産階級解放運動の使命を、光栄としなければならぬ。

11月20日 お金はないけれど、使命は重くなります。

青年同盟の小山君に会った。木村君と松田君と 3人は福岡連隊事件に関連して九州に送られた。 それから岸野君の所にはスパイが二人も朝から晩 まで岸野君の帰りを待っていて青年同盟員が行か ふものなら検束するとの事を小山君に聞いた。



弥之助日記「病に伏しつつ・・・」

11月4日



11月23日

定休であり祭日である。小西君が起しに来たので起きたら9時半だった。融和問題講演会のポスターを、寒い中を、ハリカンだ手でハリ廻った。

大会に参加できない無念を抱え、融和問題講演会のポスターを貼ります。その心中は察して余りあります。

弥之助日記「最後の仕事」

1930年(昭和5年)

突然だが、今日から向う壱ヶ年間、浴場を守衛 営業することになった。浴場の家賃1日4円で石炭 は自身持ちであった。第1日目上り高6円70銭だっ た。

当番制で焚いていた浴場を任され、ようやく生活は落ち着 きました。これが最後の仕事になりました。

全国水平社第9回大会のビラ4枚本日着。 12月5日、自午前10時至午後10時。 於大阪市天王寺公会堂

全国の特殊部落民団結せよ 生活権を奪還せよ 封建的身分制の廃止!

病に伏しながらも、大会に 想いを馳せます。



山口賢治さん

1948年(昭和23)1月12日の国会開会式で、松本 治一郎参院副議長が、天皇拝謁の時に正面をむ いたまま、カニのように横歩きする儀式を拒否しま した。いわゆる"カニの横ばい事件"です。 これに対して、GHQと政府は1949年(昭和24) 1月

25日、松本治一郎ら10名を「公職追放」しました。 部落解放全国委員会は、1950年4月30日、「松本 不当追放取消し要求」のハンストを国会議事堂前 で決行しました(隊長は、豊中の山口賢次:右から 3人目)。追放は翌年8月に解除になりました。 山口は、1951年(昭和26)に全国委員会の書記長



に選ばれました。



しかし、同志は一握りでお金はなく、あらゆ る面で苦しい時代で、孤軍奮闘の中、1951年 (昭和26) 7月、自死しました。

弥之助日記「力尽く」

12月5日

昨日も今朝も氷がはっていて、とても底冷えのす る寒い日である。今日などはどんよりと曇って如何 にも陰気な天気である。第9回全国水平社大会が 今日、天王寺にあるのだが、こう体の具合が悪い と、とても出席が不可能である。残念ながら寝床で 謹慎か。

1931年(昭和6) 1月19日 病没、享年31歳。



新大阪新聞差別事件

1955年(昭和30)1月、「新 大阪」という新聞に「悪に 染む子らを浄化」「町の空 気は一変」などの見出しで、 中の部落のことが大きく 報じられました。

この町は、そのほとん どが北摂屠殺場に働 く人や日雇人夫やドブ 酒の密造などを業とし え、賭博と喧嘩で一年



を過ごすとさえ言われたくらい風紀環境が悪かっ

こうした中に育った少年もおのずから悪い影響をう け、豊中市では何か少年の不良事件がおきると、 口をそろえて「南新免の子どもじゃないか」と言うく

また事実、この町の少年の中で集団窃盗、映画の 無料入場などの不良行為を働いたものも多く…

と、興味本位に書きたてたました。

解放委員会と青年団は、さっそく大阪府連の協力 をえて、新聞社に抗議し、資料を出した豊中警察 署も糾弾しました。

豊中の戦後の部落解放運動

燃え立つような想いと不安とを抱きながら、踏み出 した水平運動は、生活をかけ、命をけずるような苦 難の道でした。そして、願いとは裏腹な現実にぶ つかり、呻吟する中、侵略戦争に呑み込まれてい きました。

戦後、1946年(昭和21)2月に部落解放全国委員

会が結成され ました。その 熱気をうけた 豊中の青年 が、同年にい ち早く「人民 解放豊中青 年同盟」を結 成し、大阪の 運動再建へ 向かいました。

しかし、豊中の運動はその後、停滞し、住宅建設 運動を経た1967年(昭和42)の「部落解放同盟豊 中支部」再建大会を待たねばなりませんでした。

ここでは、豊中の戦後の運動の軌跡を振り返るとと もに、「部落差別・部落問題の今」を考えます。

児童館

1954年(昭和29)、轟木公園の用地整備が進むと 住民から"公園内に新しい集会所を"の要求が起 こりました。

そして、「これからの運動は教育や」と文化会館か ら児童館として開館することになりました。

しかし、全市域の児童を対象とすると位置づけら れ、部落問題を中心にすることはできませんでし

部落解放の願いを実 現する施設を求める声 が高まるのは必然でし た。





住宅期成同盟

岡町地区住宅期成同盟

住宅問題について要望書

(1962年7月25日)

われわれは、人の住んでいる家とは思われないような 小屋や、ひどいあばら家に住んでおります。六帖一間 **に8人**も住んでいる家族もあります。ほとんどが共同水 共同井戸、共同便所であります。また、どの家も、 屋根、柱、壁等の腐食が甚しく危険家屋であります。

一つの便所を数軒で使用しているため、口では言え ないような不便さや、多人数で使用するため汚物があ 、れ出るための下水等の不潔さは、言語に絶するもの があります。もし赤痢等、伝染病発生した場合を思う と慄然たるものがあります。

防火活動ならびに避難所等にも大きな支障をもたら すことは当然であって、危険地帯であることに注目さ れたいと思います。



豊中解放会館

1968年(昭和43)、隣保館の建設要求が始ま り、保育士や教師の意見も聞き、先進地の見 学を行い、1971年(昭和46)に計画案が確定 しました。

1973年(昭和48)に竣工した解放会館は、隣 保館、保育所、児童館、診療所、ホールなど を備え、部落問題解決の拠点として、住民の 大きな期待を担って出発しました。乳幼児か ら高齢者まで全ての人を視野に、保育教育や 生活支援、地域づくり、自主活動の促進、自 主組織の育成、住民間の連携と交流など、多 岐にわたる仕事を担いました。



2001年に「人権まちづくりセンター」に、2019 年に「人権平和センター」に改称されました。

住宅運動から支部再建へ

しかし、住宅要求運動を呼びかてけも、「そんな夢み たいな話」とか、「家が建ったら部落中、逆立ちして 歩いたるわ」とか、あきらめが先つありさまでした。 けれども、よその部落で住宅が建っていってることを 知り、自分たちもと、「住宅要求期成同盟」の運動を 始めました。

そして、1965年 (昭和40) に1棟 (左)、1967年 (昭和 42) に2棟(右)が完成しました。住宅闘争を自分たち の力で勝ちとったことを契機として、解放運動への機 運が高まり、部落解放同盟再建へと動き出しました。



かつて、人権平和1

今後、他の市営住宅からの移転、一般公開 す。不安定な生活により、古い家屋や簡易な建物 が扱い語地に密集し、井戸やトイレも共同使用を 余儀なくされるなど、住宅をはじめとする生活環

を行うこととし、新しいはちづくりが進みました

1960年代建設の市営問町北住宅 1・2様

によってさまざまな市民が宝山住宅に入居され、地域の皆さんとの交流が戻まっていくと

・余報でも行め合き、世色社といたする主義は n. 加速が振荡を入るでくれが表す。でいた。 最初実施の基本でもから、2003年10年に (注 ・ そうした中、住民にちは、1903年10年に (注 ・ 対象によったが出来した。 1903年10年に (注 ・ 対象によった。 1903年10年に (注 ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象性やし ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象性やし ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象性やし ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象性 ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象 ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象 ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象 ・ 対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象 ・ 1903年10年に (注)であるようと対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象 ・ 1903年10年に (注)であるようと対象によった。 1903年10年に (注)であるようと対象によった。 1903年10日に (注)では、1903年10日に (注)では、1903 れ、加助の場合からの交換が深まっているこ 思います。 折しも、2023 年は人種の確立を求めた豊 中本平柱が他立 100 同年にあたりますが、今 後とも住民発恩のほうづくりの外駆的な扱り 総みが引き継がれ、人種を基礎とした施別の ないまちづくりがさらにすすめられていくこ

никажели

保育教育への願い

部落差別によって教育や文字を奪われ、不安定な 仕事にしか就けなかった人たちの悔しい思いが、 解放運動の根幹にあります。「部落解放は、教育 に始まり、教育に終わる」と言われるゆえんです。

児童館の「学童グループ」「幼児グループ」は、解 放会館の「解放子ども会」「解放会館保育所」に引 き継がれ、差別に負けない、部落解放を担う人間 にとの願いを受け、保育教育の取り組みが展開さ れました。



移動児童館「ピーターパン号」 (保存版「ふるさと豊中」より)

保育では、保護者の就労の有無に関わらず、全て の乳幼児の保育権を保障する皆保育、産休明け 保育や病児保育、保育料減免、独自の保育士配 置基準など、教育では、義務教育無償の原則をふ まえた就学奨励費や高校大学の入学支度金・奨 学金など、先進的な施策を実現しました。

豊中支部再建大会

運動の多難さ を暗示するか のような悪天 候の中、準備 委員会の面々 は空を見上げ て、人々の出 足を心配しまし

しかし、部落の 解放を願う 人々は、降りし きる雨をもとも せず、続々と 会場につめか けました。

かくして、65名 で部落解放同 盟豊中支部が 再建され、部 落解放への歩 みが再開され ました。



部落解放要双直像下回对逐, 苦申完全 更超重宗 日民越歌 8 页口视为江展和

生活の何上

部落差別と向き合う

部落問題を語れる親に

保育では、保護者が部落差別 を克服する子育てを追求する 中、部落差別を見つめ、生い 立ちや自身を語る取り組みを 展開しました。そして、それ に刺激された保育士たちは、 保護者とのつながりを深め、 保育内容を創造していくとい う好循環を生みました。



夢バトン~はみごのないまちづくり~

教育では、親は子どもに部落問題をいつ・どのように 伝えていけばいいのかという保護者の悩みを「校区の 課題」として認識し、子どもの育ちをトータルでとら え、<部落の人も部落外の人も、おとなも子どもも、 同じ地域で共に生きて"はみごのないまち"を創って いく主体者である>というコンセプトに基づき、「本 気の部落問題学習」を地域と取り組んだ第五中学校の 実践が、「夢バトン~はみごのないまちづくり~」と して今も継承されています。

(2007年11月、第59回全同教石川大会で報告)



同和対策事業

1965年 (昭和40) に出された「内閣同和対策審議会答 申」を受けて、1969年(昭和44)に「同和対策事業特 別措置法」が10年の時限法として制定されました。 「解放令」から100年、部落問題にやっと光があてられ、 部落と部落外との「格差」是正が進められました。

ところが、「なぜ、部落だけが特別扱いされるのか?」「私 たちの方が逆に差別されているのでは?」との受け止めや誤 解が出てきました。

部落差別が当たり前であった時には、興味も関心も向けられ ませんでしたが、事業が進むと、一転して着目し、批判の矛 先を向けるのです。差別のまなざしは変わらないままと言え

事業が33年間続いたこともあり、こうした意識は「特措法」 が失効し、事業がなくなった現在でも根強く残っています。

記入内容	件数
同和問題を教える、取り上げることで差別につながる。	15
特別措置は逆差別ではないか。優遇があると聞いた。	10
同和問題の歴史や現状について、正しく理解することが大切。	(
同和地区を知らなかった。わからない。	2
時代とともによくなった、若い人は気にしていない。	2
今なお同和問題があることに、おどろいた、人の意識の改善は難しい。	2
同和地区の人の行動にも問題があるのではないか。	1
「同和地区」の地名をなくすべき。流動性を高める。	1
今、子ども連にどんな同和教育をしているのか知りたい。	1
部落差別なら知っていたが、「同和」という言葉は認知度が低いかもしれない。	1
大人になってから差別を聞く事がよくあった。年配の方の偏見が不快。	1
同和教育をすべき。	. 1
ät	43

部落地名総鑑事件



総鑑」の元となった書籍するためでした。 の復刻出版を告知しまし た。これに部落解放同盟 13社 (15事業所)を数えま が、地名を公表したサイした。 めて、提訴しました。

1975年(昭和50)11月、全 国の部落の地名・所在地・ 戸数・主な職業などが記載 された差別図書「部落地名 総鑑」が、1冊5000円から 5万円程度で販売されてい ることが発覚しました。 購入者の大半は、日本を代 2016年(平成28)、川崎 表する大企業で、採用に際 市の出版社が「部落地名 して部落出身者をチェック

「差別は許さ

2021年(令和3)、東京地裁は訴えを認める判決をし、 2023年(令和5)6月、東京高裁は、「人には差別を受 けずに平穏な生活を人格的権利があり、法的に保護さ

ŧ

・ 差別は許さ・ 違法・ す。

「読売新聞」2023年6月29日

狭山事件

狭山事件とは、1963年(昭和 38)5月1日、埼玉県狭山市で女 子高校生が学校帰りに行方不 明となり、殺された事件です。

警察は40人もの警官を張り込ま せながら、身代金を取りに現れ た犯人を取り逃がすという大失 態を演じました。

1か月前に東京でおきた吉展 ちゃん事件でも犯人を取り逃が 山下菊二「戦争と狭山差別裁判」より しており、捜査当局は厳しい非 難にさらされました。

捜査が行き詰まる中、警察は、 近くの被差別部落に見込み捜 査をおこない、石川一雄さん (当時24歳)を別件逮捕し、1ヵ 月にわたって取り調べ、ウソの 自白をさせて、犯人に仕立てあ げました。

1964年3月11日 第1審浦和地裁、死刑判決 1974年10月31日 第2審東京高裁、無期懲役 1977年8日9日 易高齢 上告棄却

(無期懲役が確定) (無期懲役が領 1977年8月30日 第1次再審請求 1986年8月21日 第2次再審請求 1994年12月21日 仮出獄 2006年5月23日 第3次再審請求





「解放新聞」第261号



今、続発する差別事件

豊中市では、職員が直接・間接的に関わった部 落差別事件が続発しています。

(1) 2019年(令和元) 9月、市の「総合計画審議会」で市民委員が 「Sには部落があったんでしょう」と発言し、他の委員が「そのような事実はありません。何かよくないことと部落問題や被差別部落を結 びつけること自体が部落差別にあたります」との指摘がされた事件 ※委員の指摘を踏まえた初期対応(発言者への確認、審議会での議論、人権政策課 への報告など)が行われなかったこと。1か月半後に公になったあとも、適切な対応を しなかったこと。事件当日の録音データが電池切れで取れておらず、記録がないこと。 発言者からの聞き取り・事実確認が不十分なままであること。さらには発言の差別性 たっぱんのの自己なり、手交流のガートカなよるとのること。このにも元音のを所に について、市と解放同盟との見解が対立していること。など、課題が積み残され、未解 決のままになっています。

(2) 2020年(令和2) 秋春から秋にかけて、市職員二人の間で、 「この辺りは同和地区である」「同和住宅の家賃は安い」「元市長は 同和出身で、その頃同和地区出身者をたくさん採用した」などの会話

が交わされた事件 ※当該の職員二人と解放同盟が画談をすることが出来たこともあり、当該課も誠意を もって取り組んだことによって、事実関係を確定するには至りませんでしたが、事件を 機に関係職員が学びを深めることができたことをもって終結しました。

(3) 2021年(令和3) 7月、市立こども園で休憩中に、職員A: 「Bさ んは、どこに住んでいるの?」職員B: 「〇〇です。家が広いけど安く、過ごしやすい」A: 「その辺りは、同和地区だから安い。」B: 「同和って何ですか?」A: 「昔、えた・ひにんが住まわされていた ところ」と発言した事件

※こども国からこども事業課・人権 政策課へ報告が事件から16日後 以来はへ報告が事件から16日後 だったこと、報告を受けた両課は園 への指示やサポートをせず、園任 せにしたこと、差別発言をした職員 が2カ月後に雇用期間切れでいなくなったこと、その間に園では研修を 一度行っただけで、発言者からの 聞き取りも不十分だったことなど、 多くの課題を残し、これまた終結を



狭山事件は冤罪

狭山事件は、部落差別を抜きに語ることはできません。部落 の人にとっては、石川さんのことはまさに自分事です。だから、 冤罪を晴らすために子どももおとなも声をあげるのです。 豊中では、1969年(昭和44)に「真相学習会」が開かれ、以 後、市民共闘の仲間と共に、冤罪を晴らす取り組みが行わ れ、現在も5月と10月に「狭山アピール・デモ」が続けられて いすす。





左:同盟休校(1976年1月28日) 右:石川さん、初めて来豊(1996年11月)

吾が無実叫び続けて六十年 動かせ司法万座の声で





「徳島新聞」(2月9日)

100年目の差別事件

2023年(令和5)1月、校内行事の下準備作業 を行っていた際に、教員A「そろそろ帰らな いとやばい」、教員B「奥さん、こわいです からね、奴隷みたいですね」、教員Aが「奴隷 やない」「『えたひにん』みたいに言うな よ」と発言。

現職の教員がこのような差別発言をするのは前代未聞 です。しかも、その場では誰も指摘も注意もしません

どうしてこんな事件が起こるのでしょうか?発言者は、 これまで部落問題とどのような出会いをし、どんな受 け止めをしたのか?学校や研修でどんな学びをしてき たのか?発言に至る背景と経緯を明らかにすることで 見えてくるものがあるはずです。

その作業を通じて、事件は、発言者を取り巻く人々と 部落問題との関係を問うものでもあることがわかるは ずです。

その意味で、事件を生み出 したのは、私たちでもある ということができます。

自分事として事件と向き合 うことが、求められます。



豊中の差別事件・まとめ

社会の推移とともに部落差別もそのありようを変え、 100年前とは隔世の感があります。

差別が公然とまかり通っていた時代、差別が糾弾された時代、差別を放置した国や行政の責任が問われた時代、差別は社会悪という共通認識が広がった時代、インターネットなど電子空間で差別が拡散される時代・・・。

部落差別はそれらの時代に相応の姿を見せるとともに、時代を貫いているものを秘めています。

その一方で、「そっとしておいたらいい」「知らない のに教えるから、差別をするのだ」といった考えが 根強くあり、部落がらみの事件があると、「やっぱり、 部落は・・・」となり、部落問題にまつわる誤解や偏 見も残念ながらが生き延びています。



おわりに

理不尽極まりない部落差別がなぜ成り 立ち、なぜ今も存在するのでしょう か?

部落問題解決のためにも、差別のとら われから全ての人が解放されるために も、この問いへの答さがしを、これか らも続けたいと思います。



それでも、100年の歩みは、100年前 とは違う世界をつくったことは間違い ありません。

次の100年、否、101年目の世界も部落差別との格闘が続きます。